

令和6年12月23日

保護者の皆様

熊本市立五霊中学校
校長 堀川 貴史

校則・物品等の変更について

初春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年7月からスマイルプロジェクトや校則・学用品検討委員会を通して、校則や学校の指定物品等の検討を行ってきました。機能性や品質を考慮し最終的に決定したことにつきまして下記の通りお知らせいたします。

記

1 決定内容

(1) 髪の毛の結び方について

- ・お団子結びを行う場合については、必要に応じて1つに結ぶ。

(2) キーホルダーについて

- ・カバン、その他のバッグには、それぞれに1つ付けてもよい。大きさは6×6×6cmのものまで。

(3) 体育帽子

- ・今後、メッシュの帽子に変更予定。色などについては検討中。

(4) 体育服

- ・今後、体育服の色を汚れ目が目立たないものに変更予定。色については検討中。

(5) 制服（標準服）

- ・令和8年度から、制服にある校章を無しにする。校章の入って無い制服でもよい。

(6) 上履き

- ・現在のものから、履き心地がよく丈夫なものに変更予定。現在検討中。

(7) 体育館シューズ

- ・現在のまま室内用のシューズを使用する。

*外履用のシューズでは、滑りやすく危険で体育館での運動に適さない。また、床に傷が入るため室内用のシューズを使用してください。(部活動で使っている室内競技用のシューズでも構いませんが、様々な競技を行いますのでローカット仕様のシューズを使用してください。)

2 その他

- (1) (2) に、つきましては令和6年度3学期から施行します。

3 熊本市標準服（令和7年度導入）について

令和7年度から導入の熊本市共通標準服につきましては、着用を希望する生徒は誰でも着用することができます。夏季の期間についてのみ、従来の標準服（夏用学生ズボンと夏用スカート）と共通標準服のポロシャツを組み合わせ着こなしてもよいことにいたします。